=	まで	Щ	先
7	で	山梨市牧丘町倉科字神田五〇一六番三地先	先から
亲	沂		
-	_		
一 七 三	• [] }		三九・五
7 / -	\ \ -		

#### 山梨県告示第百十号

で一般の縦覧に供する。 設事務所 ( 吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十八年四月十四日ま 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十八年三月二十四日

Ξ

道路の区域

路

線

名

大野夏狩線

道路の種類

山梨県知事 後 藤

斎

	都留市桂町八九五番一地先まで都留市桂町九〇二番二地先から	区
新	旧	の旧別新
八・七	五・〇六・六	(メートル)
八五・八	八五・七	(メートル)

### 山梨県告示第百十一号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十八年四月十四日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事

後

藤

斎

道路の種類 県道

路 線 市之蔵山梨線

Щ

梨

県

公 報

第二千五百九十号

平成二十八年三月二十四日

Ξ 道路の区域

	山梨市上石森字上手原一四三番一地先まで山梨市上石森字日恵田五四九番四地先から	区
新	旧	の旧別新
   七・九 	六・七~九	(メートル)
八〇五・〇	八〇五・〇	(メートル)

### 山梨県告示第百十二号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十八年四月十四日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道
<b>坦</b>	類路の
平 沢	路
千	線
線	名
番一地先まで 甲州市塩山竹森字橋爪二九六〇番二地先から	X
六 六 〇 四	間
八〇・〇	(メートル) 長
八〇・〇 平成二十八四日	期日開始の

### 山梨県告示第百十三号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事

平成二十八年三月二十四日

施行者の名称

山梨県知事 後 藤

斎

一七九

都留市

都市計画事業の種類及び名称

=

Ξ

事業施行期間

都留都市計画下水道事業都留市公共下水道

平成六年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四

収用の部分

留市大字井倉字馬場及び字沢戸、大字田原四丁目並びに大字つる三丁目の各地内に 県告示第百十四号及び平成二十六年山梨県告示第二百五十四号の事業地のうち、都 山梨県告示第四十七号、平成十六年山梨県告示第五百七十七号、平成二十一年山梨 おいて事業地を変更する。 平成六年山梨県告示第二百十三号、平成十年山梨県告示第五百四号、平成十三年

2 使用の部分

### 山梨県告示第百十四号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

施行者の名称

大月市

都市計画事業の種類及び名称

大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

Ξ 事業施行期間

平成六年三月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

兀

1 収用の部分

隣の各地内において事業地を変更する。 うち、大月市大字御太刀一丁目、大字賑岡町ゆりヶ丘、大字賑岡町岩殿字中丸及び 六年山梨県告示第五百三十九号及び平成二十二年山梨県告示第百三十号の事業地の 平成六年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十一号、平成十 大字賑岡町畑倉字石動並びに大字賑岡町強瀬字石動、字太田ヶ原及び字川

> 2 使用の部分

なし

### 山梨県告示第百十五号

業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 都市計画事

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和六十二年二月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

甲斐市天狗沢字蟹河原、島上条字神明前、字大石田及び字原腰、竜王新町字氏神西、 平成十八年山梨県告示第百七十四号、平成二十年山梨県告示第百七十号及び平成一 二十二号、平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第四百九 村及び字桑原並びに西八幡字柳原及び字下川除付の各地内において事業地を変更す 字氏神前、字八幡及び字五反田、竜王字西河原、富竹新田字大明神河原、篠原字古 十七年山梨県告示第百十七号の事業地に、 十七号、平成十四年山梨県告示第五百十三号、平成十八年山梨県告示第百七十三号、 第四百九十九号、平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成九年山梨県告示第三百 県告示第二百二十八号、平成五年山梨県告示第三百四十四号、平成七年山梨県告示 昭和六十二年山梨県告示第五十二号、平成元年山梨県告示第九号、平成四年山梨 甲斐市竜王新町字山の神の一部を加え、

2

使用の部分

### 山梨県告示第百十六号

業の事業計画の変更を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画事

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

収用の部分

施行者の名称

甲斐市

一 都市計画事業の種類及び名称

韮崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

た し

山梨県告示第百十七号

業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後

藤

斎

施行者の名称

昭和町

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業昭和町公共下水道

昭和六十二年三年統行期間

兀

Щ

梨

県

昭和六十二年三月三十一日から平成三十二年三月三十一日まで

村前、

大字西条二区字八公免、

2

使用の部分

地を変更する。

字仕作及び字十二枚並びに大字紙漉阿原字川添及び字西村前の各地内において事業

字中堰、字新田西及び字大窪、大字河東中島字村西、字中田、字柳田、

新居字村内、字新居前及び字東河原、大字飯喰字道下、大字西条新田字村北及び字字砂田及び字神の木並びに大字押越字出口河原及び字新田を加え、昭和町大字築地

大字押越字大西、字上河原、字冷間窪、

字西国田、字東冷間、

号の事業地に、昭和町大字築地新居字道上及び字村前、

大字西条新田字村西道上、

第百八十号、平成十五年山梨県告示第百七十八号、平成二十年山梨県告示第百六十

県告示第三百五十九号、平成八年山梨県告示第四百八十六号、平成十年山梨県告示

昭和六十二年山梨県告示第五十三号、平成五年山梨県告示第六号、平成七年山梨

六号、平成二十三年山梨県告示第百六十七号及び平成二十七年山梨県告示第七十三

### 山梨県告示第百十八号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二業の事業計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事

平成二十八年三月二十四日

施行者の名称

山梨県知事

後

藤

斎

西桂町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道

三 事業施行期間

平成七年七月十七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

字小沼字柳溝地内において事業地を変更する。年山梨県告示第三百三十号の事業地に、西桂町大字小沼字池の頭を加え、西桂町大年山梨県告示第百八十一号、平成二十二年山梨県告示第百二十九号及び平成二十四六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号、平成十八平山梨県告示第五百二十一号、平成十平成七年山梨県告示第五百二十一号、平成十

2 使用の部分

なし

### 山梨県告示第百十九号

業の事業計画の変更を認可したので、 条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、 同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画事

山梨県知事

後

藤

斎

平成二十八年三月二十四日

施行者の名称

忍野村

都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十四年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 四

1 収用の部分

上村の各地内において事業地を変更する。 村大字忍草字高木、字地粉沢、字柳原、字梨ヶ原中道及び字出口並びに大字内野字 県告示第二百二十九号、平成十三年山梨県告示第二百十三号、平成十八年山梨県告 示第二百三十五号及び平成二十三年山梨県告示第百九十一号の事業地のうち、忍野 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一 平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨

2 使用の部分

### 山梨県告示第百二十号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 業の事業計画の変更を認可したので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画事

平成二十八年三月二十四日

山中湖村 施行者の名称

山梨県知事

後 藤 斎

都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十四年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

中湖村大字山中字中原地内において事業地を変更する。 梨県告示第百九十三号の事業地に、 梨県告示第二百三十六号、平成十九年山梨県告示第百五十八号及び平成二十三年山 成三年山梨県告示第百九十八号、平成八年山梨県告示第百六十四号、平成十八年山 昭和五十四年山梨県告示第七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平 山中湖村大字山中字三本柏木の一部を加え、山

使用の部分

2

## 山梨県告示第百二十一号

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

施行者の名称

富士河口湖町

都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

Ξ 事業施行期間

昭和五十二年七月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

兀 事業地

収用の部分

第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十 県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示 年山梨県告示第三百三十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨 昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元 昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十四号、 昭和五十二年山梨県告示第三百一号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四号、

更する。 平成二十五年山梨県告示第二百五十四号の事業地のうち、富士河口湖町大字小立字 平成十八年山梨県告示第四百八十八号、平成二十二年山梨県告示第百三十二号及び 豆塚、字津花塚及び字七本桜並びに大字船津字生木塚の各地内において事業地を変 平成十三年山梨県告示第二百十八号、平成十七年山梨県告示第百九十二号、

2 使用の部分

### 山梨県告示第百二十二号

認める者 (平成二十一年山梨県告示第五十一号)の一部を次のように改正し、平成二十 八年四月一日から適用する。 建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後

斎

施行規則 (昭和二十五年建築省令第三十八号) 第十七条の十八」を「建築士法第二条第 五項」に改める。 二の表及び三の表中「中学校」の下に「又は義務教育学校」を加え、四中「建築士法

#### 公 告

# 特定非営利活動法人の設立の認証申請

•

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

申請のあった年月日 平成二十八年三月十四日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 NPO法人文化財保存技術ネットワーク・ユアブレーン
- 2 代表者の氏名 出月 洋文
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市団子新居三百四十七番地
- 4 定款に記載された目的

Щ

梨

県

公 報

第二千五百九十号

平成二十八年三月二十四日

この法人は、 考古・歴史・民族・伝統技術等の文化財全般に関する企画計画、 調

> 与することを目的とする。 官学民協同を目指したネットワーク構築のもとで、文化財を通じた地域活性化に寄 保護保存や活用を図ると共に、広く地域住民の文化財への理解や関心を高めるため、 査研究、維持管理及び修復等の事業、また現場技術等の役務提供を通じ、 文化財の

縦覧期間 平成二十八年三月十七日から同年五月十六日まで

Ξ

## • 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項、第四十六条第一項及び

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

大森雄介	ジュエトワル	山本和恵	加 動法人キャロ 特定非営利活	ジ株式会社	又は氏名事業者の名称
大森歯科医院	甲府東事業所	山本歯科医院	ロル コンキャ	ジ甲府営業所	事業所の名称
四十五番地七山梨県甲府市上町千	千百七十一番地二山梨県甲府市横根町	二丁目三番十七号山梨県韮崎市富士見	スミダビル二階 二丁目二十四番八号 山梨県甲府市丸の内	中小河原 地一ゴールドエイジ 原町千五百八十四番 山梨県甲府市中小河	事業所の所在地
養管理指導(みのでである。	居宅介護支援	なし) 養管理指導(み 養管理指導(み でし) 居宅療 をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでは、の をでいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	護 訪問介護	護筋問介護	サービスの種類
年工月十八	日年 工月十六	日 年 平 二月十五	年二月八日	年 平 二月一日 日	指定年月日

山 梨 県 公 報 第二千五百九十号 平成二十八年三月二十四日

			7	百 ●				
会社 義肢 株式	と舎 と舎	又は氏名	平成二十八年三月二十四日    平成二十八年三月二十四日					
所 会社山梨営業 業	ョン パー ステーシ	事業所の名称	三月二十四日	五条の五第二項の規定により、次護保険法(平成九年法律第百二十介護保険法に基づく指定居宅サー				
川中島百八十八番地山梨県笛吹市石和町	丁目七番一号山梨県甲府市住吉五	事業所の所在地	山梨県知事	十五条の五第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービ介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項、第八十二条第二項、第介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止の届出				
販売 福祉用具 負貨与 特定介護予防福祉用具介護予防福祉用	護 訪問介護	サービスの種類	後藤	ス事業者等から指第二項、第八十二	(みなし) 訪問看護		が が が が が が が が が が が が が が	
日 年 平成二十七	年四月七日	廃止年月日	斎	等から指定居宅サービ第八十二条第二項、第				日
				<u>с</u> я (				
ス株式会社		カイゴ 株式会社サン	有限会社やま	会福祉事業団	整骨院とば	建設 株式会社 巧光	ケア株式会社	
ス南アルプス		カイゴ 株式会社サン	ター サービスセン やまぶきデイ	所 介護支援事業 寿荘指定居宅	竜王レッツ倶楽部	介護の店たく	西昭和楽ふうが甲府機能訓練型デ	
番地七下今諏訪三百九十八山梨県南アルプス市	光 ハイ ツ B	沢五百九十六番地五山梨県上野原市八ツ	四百四十一番地山梨県山梨市大工千	吉田九丁目九番十号山梨県富士吉田市下	田千百八十二番地三山梨県甲斐市富竹新	番地二長坂上条八百九十一日梨県北杜市長坂町	九番地町清水新居二百七十山梨県中巨摩郡昭和	
居宅介護支援	用具販売 福祉用具 護予防福祉用具	月貸与 特定介	護 通所介護	居宅介護支援	護 通所介護	用具販売 護予防福祉用具 貫貸与 特定福祉 再具	護 通所介護	用具販売 特定福祉
年七月三十七十七十十七十十七十十七十十七十十七十十十十十十十十十十十十十十十十十		同	日 年六月三十 十七	年六月一日	年五月二十七	年 五月十日	同	

山 梨 県 公 報 第二千五百九十号 平成二十八年三月二十四日

	株式会社日本 甲州茶話本舗 山梨県甲府市里吉 通所介護 平成	動法人心優 ーション心優 三千七百八十番地三 護 訪問看護 年九1特定非営利活 訪問看護ステ 山梨県甲斐市西八幡 介護予防訪問看 平成	用具販売 福祉用具販売 福祉用具	地工   護予防宿祉用具   コード	所でである。 「のでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、	会 パーステーシ 千百八十七番地二 護 訪問介護 年八1医療法人浅川 ひまわりヘル 山梨県甲府市山宮町 介護予防訪問介 平成1	会社 パーステーシ 丁目十二番五十二号 護 訪問介護 年八1ケアビス株式 ケアビスヘル 山梨県甲府市徳行五 介護予防訪問介 平成1	社 ターアスモ 飯野三千七百一番地 護 訪問介護 おりょう にっしょ はいかい はいかい はいかい はいかい ほうりょう にっしょ しょうしょ しょうしょく しょく しょうしょく しょくしょく はんしょく しょくしょく しょく	方引入隻 27 1788-1972 1787 1787 1787 1787 1787 1787 1787 17	ス21 湖 百九番地一 百九番地一	一古りです同一一同一断町船事六千八
	平成二十七	日年成二十七		一年 平 日 月三十 月三十 七		日年平成二十十八	年平成二十七日				_
	株式会社ファ	株式会社優有	ス株式会社	会療法人笹本	同	株式会社サウ	株式会社みよ しデイサービ	ケアサー ビス		有限会社パル	
	ショートステ	ゆう ぬくもりの家	ス甲府南	事業所おおさ 居宅介護支援	し荘 訪問介護たの	ター サービスセン	ス しデイサービ 株式会社みよ	ケアパーム凛	į	たすけあいき	
	山梨県笛吹市石和町	二村忍草千五百八番地山梨県南都留郡忍野	丁目二十二番十四号山梨県甲府市住吉五	五千三百十五番地山梨県甲府市大里町	同	番地 町熊野堂四百三十七 山梨県笛吹市春日居	二丁目十番三号山梨県大月市御太刀	町押越千七百番地山梨県中巨摩郡昭和	九番地	打逼土四千五百九十山梨県南巨摩郡南部	
-	介護予防短期入	護 通所介護	居宅介護支援	居宅介護支援	護訪問介護	護通所介護介護予防通所介	護 通所介護	護訪問介護介護予防訪問介		具貸司 寺定介	
	同	十一日 平成二十七	日年平成二十九九	日 年 平 十 一 月 十 一	同	同	同	同		同	

	_			_	
第百号)第二十九条第一 処分をした年月日 一 処分をした年月日	同	護 介護予防通所介	同	風間 ケアガー デン 大アガーデン が護予防デイ	同
許可を受けた建設業をの廃止の届出	同	期入所生活介護所生活介護短期入所生活介護の短期入	八田百六十三番地山梨県笛吹市石和町	ー デン風間	会社風間建設株式
深に	同	居宅介護支援	同	事業所居宅介護支援	同
職	九年 平成二十八十十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	護通所介護	丁目七番一号山梨県甲府市住吉五	サービス	と舎
理 役職名 任 井出 秀実 名	日年平成二十五	居宅介護支援	K室 エステートビル三階 山梨県韮崎市富士見	事業所を受ける。	ドベース
土地改良区から次のとも土地改良区から次のとも	年 平成二月一日	護 通所介護	萩原二百八番地一山梨県甲州市塩山上	ビス 作式会社ユウ	企画株式会社ユウ
<ul><li>土地改良区役員の混</li></ul>	日年一月十五	護訪問介護	K室 エステートビル三階	所 問 介護 事業	ドベース
間アカ	平成二十八	介護予防訪問介	山梨県韮崎市富士見	グッドベース	合同会社グッ
フ支援定	同	護通所介護	同	和 ファミリー石 石	同
デル 一 デイ		期入所生活介護 短	八田百八番地一	石和のアミリー	ミリー

同	同
間 アガー デン風 大援事業所ケ	デン風間がイサービス
同	同
居宅介護支援	通所介護
同	同

# )退任及び就任

おり役員が退任及び就任した旨届出があった。 一十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、龍岡

山梨県知事

後

藤

斎

二十四日

理事	役職名
井出	氏
秀実	名
韮崎市龍岡町下條:	住
東割六百七十九  平成二十	所
平 成	退
+	任
八年二月	年
月	月
日	日

理	役職名
事	名
深澤	氏
直人	名
百一甲斐市下今井五十九コーポ上野二   平成二十八年三月八日	住
パコー ポ上野二	所
平 戍	就
<del>-</del>	任
年	年
三月	月
日	日
	1

# 出に基づく許可の取消し

《を廃止した旨の届出があったので、建設業法 ( 昭和二十四年法律 一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

平成二十八年二月十五日

- 商号又は名称 志村工務所
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市一宮町一ノ宮十七番地一
- 代表者の氏名 志村大丈
- 許可番号 山梨県知事許可 (般 二三)第二五九五号
- 事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十八年二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

処分をした年月日 平成二十八年二月十五日

- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号又は名称。株式会社イイジマガラス・サッシセンター
- 2 主たる営業所の所在地
  甲府市徳行一丁目九番三十四号
- 代表者の氏名 飯島直樹
- 許可番号 山梨県知事許可(般 \_\_\_\_) 第九五二九号
- 兀 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十八年二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止し
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事

後 藤

斎

- 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号又は名称 株式会社ひらやま
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町箕輪五百八十一番地
- 3 代表者の氏名 下倉まゆみ

- 四三 許可番号 山梨県知事許可 ( 般 二三) 第七一五五号
- 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、
- 装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十八年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃

五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 藤

斎

- 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号又は名称 有限会社千須和設備工業
- 2 主たる営業所の所在地 中央市布施二千七百五十六番地八
- 清算人の氏名 千須和悟
- 許可番号 山梨県知事許可(般 二六)第八〇四九号
- 処分の内容(管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

兀

- 五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実 平成二十八年二月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

- 処分をした年月日 平成二十八年二月二十九日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号又は名称 有限会社富士エコトー プミレニアム
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田六千百六十七番地
- 代表者の氏名 小山田可能子
- 許可番号 山梨県知事許可(般 二五)第九七九三号
- 四三 処分の内容 大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、 石工事業、屋根工事業、

Щ

梨

に係る一般建設業の許可の取消し タイル・れんが・ブロック工事業、 ス工事業、塗装工事業、防水工事業、 鋼構造物工事業、 内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業 鉄筋工事業、板金工事業、 ガラ

五 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成二十八年二月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃

#### 基本測量の終了

により公示する 長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

測量の種類 基本測量 (基本重力測量

測量の地域 甲府市

Ξ 測量の期間 平成二十七年六月十五日から平成二十八年二月二十九日まで

#### 基本測量の実施

長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、 公示する 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の 同条第三項の規定により

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

#### 測量の種類 基本測量 (機動観測)

測量の地域 富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

Ξ 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

# 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

五一二の一の一部、一五一二の二、 上野原市八ツ沢字中山一五一一の一の一部、一五一一の二の一部、一五一一の三、 一五二の三、 五一二の四の 部 五三

> 尻一三〇五の区域 二の一五、二四六二の一六、二四六三の一、二四六三の二、二四六四の三、二四六四 二〇七〇の一の一部、二〇七〇の二、二〇七〇の三、二一二九の一の一部、二一二九 部、一五七五の一部、一五七六、一五七七の一部、一五七七内の一の一部及び一五七 七、|五|八、|五|九、|五|〇、|五||、|五||、|五||、|五||、|五|四、| 五及び二四七三の四六並びに字花柄二四七三の四七及び二四七三の四九並びに字高尾 の四、二四六四の五及び二四六四の六並びに字上坊沢二四七三の四四、二四七三の四 | 二の一、二四六二の五、二四六二の一一、二四六二の一二、二四六二の一三、二四六 の二、二二二九の三、二一三二の一部、二一三三の一部及び二一三七の一部並びに字 の一部、二〇四五の一の一部、二〇四五の二、二〇四五の三、二〇四六の一の一部 六の三、一九六六の四、一九六六の五、一九六六の六、一九六七の一、一九六七の二、 九六四の二、一九六四の三、一九六五、一九六六の一の一部、一九六六の二、一九六 八の一部並びに字峯一九六一の一部、一九六二の一部、一九六三、一九六四の一、一 五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、 七の八、二一五七の九、二一五七の一〇及び二一五七の一一並びに字細竹二四〇九の 七の一の一部、二一五七の四、二一五七の五、二一五七の六、二一五七の七、二一五 降屋戸二一三八の一部、二一四〇の一部、二一四一の一部、二一四二の一部、二一五 七、二四〇九の八、二四〇九の九、二四一〇の一、二四一〇の二、二四一一、二四一 一の一部、二四〇九の二、二四〇九の三、二四〇九の四、二四〇九の五、二四〇九の 一五三九の一部、一五四〇の一の一部、一五四〇の二、一五四〇の三、一五四一の |五三三、|五三四、|五三四の二、|五三五、|五三七の一部、|五三八の一部 一九六七の三、一九六八、一九六九の一部及び一九七一の一部並びに字大椚二一〇五 一の一部、一五一三の二、一五一三の三、一五一六、一五一六の一の一部、 五

#### 二 公共施設の種類、 位置及び区域

道路、水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

原市役所に備え置いて縦覧に供する。) は 省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び上野

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区千住桜木二丁目二番一号 学校法人 帝京科学大学 理事長 冲永

都市計画の変更図書の縦覧

次の場所において縦覧に供する。 同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を 十条第一項の規定により昭和町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

平成二十八年三月二十四日

都市計画の種類 甲府都市計画下水道 (昭和町公共下水道)

山梨県知事

後 藤

斎

県営住宅使用料等の収納事務の委託

縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県県土整備部都市計画課

り、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定によ

平成二十八年三月二十四日

山梨県知事 後 藤

斎

ネットワーク 標本石町四丁	株式会社セブン(イレブン・)における県営住宅使用東京都千代田区二番町八番地八)直営店舗及び加盟店舗(同	ジャパン料等の収納事務	大田区二番町八番地八株式会社山梨中央銀行株式会社山梨中央銀行株式会社山梨中央銀行株式会社山梨中央銀行株式会社山梨中央銀行場が、1000円の100円の100円の100円の100円の100円の100円の100	料等に関する収納情報の取りまとめの取りまとめの収納情報の収納情報の処理における県営住宅使用における県営住宅使用における県営住宅使用収納した県営住宅使用の販りまとめの収納情報の処理	
			委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
		における県営住宅使用直営店舗及び加盟店舗	株式会社山梨中央銀行甲府市丸の内一丁目二十	料等を県の歳入とする収納した県営住宅使用	同
株式会社山梨中央銀行甲府市丸の内一丁目二十		における県営住宅使用直営店舗及び加盟店舗		ための収納情報の処理	

東京都豊島区東池袋三丁目一番番一号 山崎製パン株式会社東京都千代田区岩本町三丁目十	同	同
トー号 株式会社ファミリーマー東京都豊島区東池袋三丁目一番	同	同
二号 株式会社ローソン東京都品川区大崎一丁目十一番	同	同
社	同	同
式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大	同	同
七番地 株式会社スリーエフ神奈川県横浜市中区日本大通十	同	同
株式会社セーブオン群馬県前橋市亀里町九百番地	同	同
ン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番	同	同
セイコーマート おっぱん 株式会社 お海道札幌市中央区南九条西五	同	同
ス地株式会社サークルドサンク要知県稲沢市天池五反田町一番	同	同

Щ

梨 県 公 報

第二千五百九十号

平成二十八年三月二十四日

Ш

東京都港区港南一丁目八番二十 七号 株式会社しんきん情報サ - ビス 同 同

#### 教育委員会

# 山梨県教育委員会規則第一号

うに定める。 山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のよ

平成二十八年三月二十四日

#### 山梨県教育委員会

委員 長 長 田 由 布 紀

山梨県立高等学校学則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(山梨県立高等学校学則の一部改正)

第一条 山梨県立高等学校学則 (昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を 次のように改正する。

学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。 号中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加え、同条第二項中「準ずる 第十五条第一項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の 一部を次のように改正する。

学校若しくは中等教育学校」に、「同等の」を「同等以上の」に改める。 改め、同条第五項中「高等部若しくは高等学校」を「高等学校若しくはこれに準ずる 若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校」に、「同等の」を「同等以上の」に 四項中「中学部若しくは中学校を卒業した者若しくはこれに準ずる学校」を「中学校 育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した」に改め、同条第 第十三条第三項中「小学部若しくは小学校を卒業した」を「小学校の課程、 義務教

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する

# 山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

ಶ್ಶ

平成二十八年三月二十四日

#### 山梨県教育委員会

委員長 田 由 布 紀

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則(平成十年山梨県教育委員会規則第十一号)

第三条第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 山梨県教育委員会規則第三号

次のように定める。 山梨県立八ヶ岳スケートセンター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を

平成二十八年三月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 長 田

由

布

山梨県立八ヶ岳スケー トセンター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規

員会規則第十号)の一部を次のように改正する。 山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例施行規則 (平成六年山梨県教育委

第三条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

#### そ **の** 他

県営住宅等の管理の代行について

•

の管理を次のとおり行うこととする。 の規定に基づき、山梨県に代わって県営住宅及び共同施設(以下「県営住宅等」という。) 公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。) 第四十七条二項

平成二十八年三月二十四日

管理を行う者

山梨県住宅供給公社理事長

守 屋

守

兀 三 管理の内容 2 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務その他1に付随する業務 県営住宅及びその共同施設 Щ 定の予定) ページ 三 五 下 平成二十八年三月七日 (第二千五百八十六号) 山梨県告示第七十一号 (保安林の指 管理を行う期間 管理を行う県営住宅等 平成二十八年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで 金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。) 山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)別表第一に掲げる 山梨県住宅供給公社 梨 法第三章の規定による県営住宅等の管理 (家賃の決定並びに家賃、敷金その他の 県 正 公 段 報 第二千五百九十号 行 誤 平成二十八年三月二十四日 誤 正 九一

発行者	山梨
山梨県	県公報
ポー 甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千五百九十号
丁目六番一号	平成二十八年三月二十四日
印刷所(株サンニチ印刷	二十四日
子印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	一 九 二